

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

国民年金保険料(以下、年金保険料)の納付方法は口座振替や納付書での支払い、クレジットカードでの納付などがあり、割引の制度もあります。

通常、毎月の年金保険料の納付期限は翌月末になっています。納付期限が過ぎても、納付期限から2年後の納付書の使用期限までなら納付することができます。

しかし、納付が遅れていると万一、障害基礎・遺族基礎年金を受給しようとしたときに年金を受け取れない場合などもあります。

また、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された納期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付の義務がある人(被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付免除・猶予される制度がありますので、住民人権課へご相談ください。

☎大垣年金事務所 ☎78-5166
住民人権課 ☎32-1104

▶「同一労働 同一賃金に向けての特別相談窓口」の開設について◀

岐阜労働局では、同一企業内における正社員と非正規社員との待遇差に関する相談を受け付けるとともに、短時間・有期雇用労働法および同一労働同一賃金ガイドライン全般まで幅広く相談対応するため、「同一労働 同一賃金に向けての特別相談窓口」を開設しております。

日 時 9時～16時30分(12時～13時を除く)

相談方法 来室または電話

☎岐阜市金竜町5-13 岐阜地方合同庁舎4階 岐阜労働局 雇用環境・均等室 ☎058-245-1550

退職金で、会社にも従業員にも活力！

中退共

小企業 職金 共済制度

会社にも有利
掛金は全額非課税なので
節税につながります。
手数料もありません。

安心・確実
国が掛金の一部を
助成します。

パートさんも加入OK
パートさんのための
特別掛金月額を
ご用意しています。

カンタン管理
外部積立で管理もカンタン。
納付状況や試算額も
定期的にお知らせします。

中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。
*他の退職金・企業年金制度などのポータビリティも可能です。

中退共制度のしくみ

- 1 加入申込 お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
- 2 掛金納付 毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。
- 3 支払い 退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金を直接支払われます。

詳しくはホームページを
ご覧ください <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共 独立行政法人勤労者退職金共済機構 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

10月は「年次有給休暇 取得促進期間」です。



仕事休もって計画

年5日の年次有給休暇(年休)の
確実な取得が始まっています。
各企業では、
来年度の業務計画等の作成に当たり、
従業員の年休取得を十分考慮するとともに、
年休の計画的付与と制度の導入を検討しましょう。

注) 個々の労働者については、2019年4月以降、新たに年休が付与された日(基準日)からの適用になります。
(年休が10日以上付与される方が対象です。)

【キッズウィーク】 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートしています。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
労働局・休み方取組ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
(わかりやすい年休/シフト) (年休取得特設サイト)